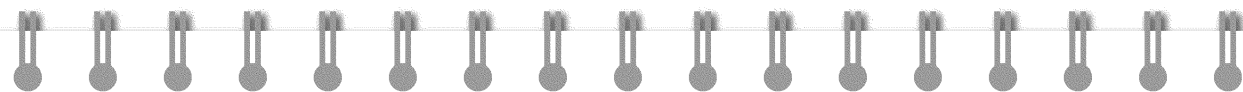
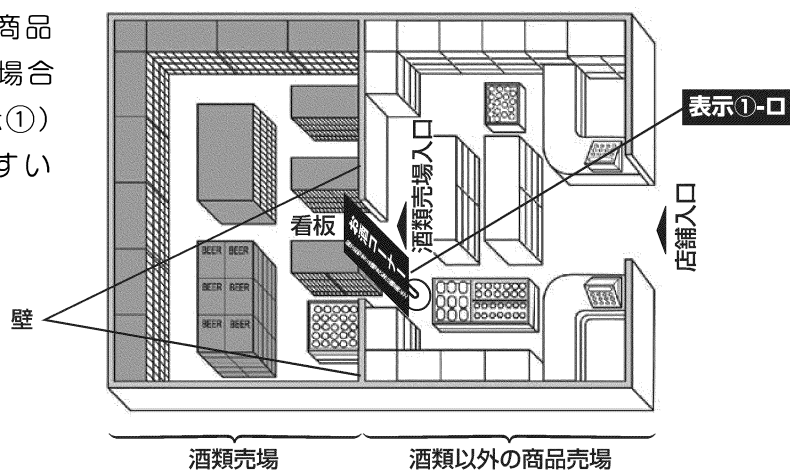


## 酒類の適正な販売管理が確保されるためには、

- 酒類と他の商品を明確に分離して陳列されることが望まれます。しかし、店舗の広さや売場レイアウトの関係で、酒類と他の商品を明確に分離して陳列することが難しい場合もあると思われます。このような場合には、酒類と他の商品を明確に区分し、確実に表示しましょう。

### 1 酒類と他の商品の陳列場所が壁等により明確に分離されている場合の表示例

酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されている場合には、「お酒コーナー」等の表示(表示①)を酒類売場の入口付近などの見やすい場所に表示します。



#### 調味料売場に みりんを陳列 している場合

みりんを他の調味料と区分して陳列し、その陳列箇所「陳列されている商品がみりんである」旨又は「みりん」の文言を明瞭に表示していれば、「酒類の陳列場所における表示」をしなくても差し支えありません。



#### 「ワインコーナー」 などと 表示する場合

清酒やワインなどの特定の種類の酒類だけを陳列する専用のコーナーが設けられている場合には、「お酒コーナー」等の表示に代えて、「清酒コーナー」や「ワインコーナー」等の表示をしても差し支えありません。



#### 商品見本用の 酒類を陳列 している場合

酒類を商品見本として、あるいは売場のディスプレイとして陳列している場合には、「見本」等の表示をしていただければ「酒類の陳列場所における表示」をしなくても差し支えありません。